

上富総務 第 285 号  
平成 29 年 5 月 15 日

上富良野町特別職報酬等審議会会長 様

上富良野町長 向 山 富 夫

特別職(町長、副町長及び教育長)の給料並びに議会の議員の報酬の額  
について(諮問)

町長、副町長及び教育長の給料並びに議会の議員の報酬の額について、上富良野町特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について諮問しますので、ご審議のうえ、ご答申願います。

記

諮問事項 別紙のとおり

# 諮 問 書

本町の行政運営にあたっては、上富良野町第5次総合計画に基づき、町民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくり「5つのくらしづくり」の実現に取り組むとともに、あわせて、効率的・効果的な行政運営に向け、各年の町政運営実践プランの取組に基づき、成果の検証と継続した取組を行っているところであり、特に財政運営にあたっては、歳出の見直しを絶えず実行するなど町財政の健全かつ安定維持に努めているところであります。

本題であります特別職等の報酬の額は、町長、副町長及び教育長の給料については平成24年に、議会議員の報酬等にあつては平成17年にそれぞれ見直しを行い、また、前回の上富良野町特別職報酬等審議会において、2年程度を目途に定期的な審議会の開催を必要とすること、議会議員の報酬等にあつては職責の考慮、担い手の確保の観点から見直しを検討していくことを答申の付帯意見として付されているところであります。

また、この間において改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行により、教育長の身分が特別職となり平成28年9月に議会の同意を得て任命され、これまで教育委員長の職務を新たに加えた教育長の職務となるなど、特別職等の報酬に対する状況の変化もあるところであります。

このようなことから、今回、当町の実態や時代の要請に応じた特別職等の報酬額等のあり方について、貴審議会に検討いただき、意見を求めるものであります。